

2024年12月26日

各位

上越信用金庫

創立100周年記念 能登半島復興応援定期積金“エール”の発売について

上越信用金庫（理事長 日馬直一）は、令和7年1月6日（月）より標記商品を発売いたします。本商品は、当金庫が令和7年に創立100周年を迎えるにあたり、地域の皆さまへの感謝を込めて特別金利商品とするとともに、能登半島地震被災地の復興を応援する目的として、募集総額10億円の0.25%にあたる250万円を信用金庫の中央機関である信金中央金庫より被災された地方公共団体へ寄付させていただきます。

被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

記

商品名	創立100周年記念 能登半島復興応援定期積金“エール”				
取扱期間	令和7年1月6日（月）～ 令和7年7月7日（月）				
適用金利	特別金利 年0.30% ◎対象条件に該当するお客様は+0.20 上乗せ 特別金利 年0.50% 〈対象条件〉～個人のお客様～ ①会員の方 ②給与振込・年金振込ご利用の方 ③通帳アプリご契約の方 ④個人ローン、住宅ローン、カードローンご契約の方 ⑤こむすび定期ご契約の方（お子様、ご両親） 〈対象条件〉～法人のお客様～ ①会員の方 ②法人インターネットバンキングご契約の方				
販売対象	個人、法人	期間	5年	掛込金額	1万円以上（1千円単位）
募集総額	10億円				
払込方法	・個人のお客様は口座振替扱とします。 ・法人、個人事業主のお客様は口座振替扱または集金扱とします。				
その他	・ご契約者には、寄付金のご負担はありません。 ・当金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金“エール”」の募集総額の0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された地方公共団体に寄付させていただきます。				

お問い合わせ先

上越信用金庫 営業統括部 担当：石澤、森

電話 025-543-0398

E-mail eigyou@joetsu-shinkin.jp



上越信用金庫創立100周年記念



能登半島復興応援定期積金 “エール”

募集総額の0.25%にあたる金額を信金中央金庫より被災地へ寄付させていただきます。

特別金利

年 **0.30%**

対象条件に該当で
さらに金利上乘せ！
+0.20%

特別金利

年 **0.50%**

【対象条件】	個人のお客様	法人のお客様
金利プラス 項目 次のいずれかに該当する方	① 会員の方 ② 給与振込・年金振込ご利用の方 ③ 通帳アプリご契約の方 ④ 個人ローン、住宅ローン、カードローンご契約の方 ⑤ こむすび定期ご契約の方（お子様、ご両親）	① 会員の方 ② 法人インターネット バンキングご契約の方

取扱期間	令和7年1月6日（月）～ 令和7年7月7日（月）				
販売対象	個人、法人	期 間	5 年	掛込金額	1万円以上（1千円単位）
募集総額	10億円 ・募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額の合計です。				
払込方法	・個人のお客様は口座振替扱とします。 ・法人、個人事業主のお客様は口座振替扱または集金扱とします。				
税金	・個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。				
その他	・ご契約者には、寄付金のご負担はありません。 ・当金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金“エール”」の募集総額の0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された地方公共団体に寄付させていただきます。 ・原則、新規でのお申込みとさせていただきます。				

店頭の商品概要説明書をご用意しております。詳しくは窓口または営業担当におたずねください。

能登半島地域の復旧・復興には、皆様のお力添えが必要です。
皆様の温かなご支援をお待ちしております。



上越信用金庫

能登半島復興応援定期積金 “エール”

商品名(愛称)	能登半島復興応援定期積金 “エール”
販売対象	・ 法人、個人
期間	・ 5年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 払込日を定め、契約期間5年(60回)の掛込方式とします ・ 個人のお客様は口座振替扱とします。 ・ 法人、個人事業主のお客様は口座振替扱または集金扱とします。 ・ 10,000円以上 ・ 1,000円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 0.30% または金利プラス項目のいずれかのお取引のある方は 0.50% 【金利プラス項目】 〈個人〉①会員の方、②給与振込・年金振込ご利用の方、③通帳アプリご契約の方 ④個人ローン、住宅ローン、カードローンご契約の方 ⑤こむすび定期ご契約の方(お子様、ご両親) 〈法人〉①会員の方、②法人インターネットバンキングご契約の方 ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税金	・ 個人の給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません) ・ 法人は総合課税となります
手数料	—
商品の内容	・ 能登半島地震の被災地の復興を支援するために企画された商品です。 ・ 信用金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金 “エール”」の募集総額の0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された地方公共団体に寄付させていただきます。 ・ ご契約者には寄付金のご負担はありません。 ・ 募集金額 10億円 ・ 募集期間 令和7年1月6日(月)～令和7年7月7日(月)
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日の期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います
金利情報の入手方法	・ 金利については窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または コンプライアンス統括室 (9時～17時、電話:025-543-3184)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)並びに新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記 コンプライアンス統括室 または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 コンプライアンス統括室 もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)